

社会福祉法人香川県共同募金会役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人香川県共同募金会定款第9条及び第24条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年6月に開催する定時評議員会終結のときから施行する。